

働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会 開催要綱

1. 趣旨

法律上、短時間労働者に対する社会保険（厚生年金保険・健康保険）の適用範囲については、平成 31 年 9 月末までに検討を行うこととされている。

加えて、平均寿命が延伸し「人生 100 年時代」を迎え、「教育・仕事・引退」という 3 ステージの単線型の人生からマルチステージの人生を送るようになる中で、複線型の働き方など働き方の多様化に向けた動きが生じている。

これらの動きを踏まえた社会保険制度としての課題や対応について、社会保障審議会の医療保険部会や年金部会における検討に資するよう、保険局長及び年金局長の招集により、関連分野の有識者や労働者・使用者団体からなる懇談会を開催する。

2. 検討事項

以下の論点について、被用者にふさわしい保障の実現、働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築等の観点から検討を行う。

- (1) 短時間労働者に対する社会保険の適用範囲のあり方
- (2) 働き方の多様化等を踏まえた社会保険の適用におけるその他の課題

3. 構成員

- (1) 構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 懇談会の座長は、構成員の互選により選出するものとする。
- (3) 座長は、必要に応じて関係者等に出席を求め、意見を聴取することができる。

4. 運営

- (1) 本懇談会は、厚生労働省保険局長及び年金局長が構成員の招集を求めて開催する。
- (2) 本懇談会においては、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 本懇談会の庶務は、厚生労働省保険局保険課と年金局年金課において行う。
- (4) 本懇談会は原則公開とする。ただし、公開することにより個人等に不利益を及ぼす恐れがあるなど、特段の事情がある場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本懇談会の運営に関して必要な事項は、本懇談会において定める。